

## 平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

### 目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 特定船舶の再資源化解体の許可(第二条—第十条)
- 第三章 特定船舶の再資源化解体の実施(第十一条—第十五条)
- 第四章 監督(第十六条・第十七条)
- 第五章 雜則(第十八条・第十九条)
- 附則

### 第一章 総則

(用語)

この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

### 第二章 特定船舶の再資源化解体の許可

(再資源化解体の許可の申請)

第一条 法第十条第一項の許可(法第十一条第一項の更新を含む。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第一号様式による申請書に当該申請者が法第十条第四項第二号イからまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 特定船舶再資源化解体施設(保管の場所を含む。以下同じ。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該特定船舶再資源化解体施設の付近の見取図

二 申請者が前号に掲げる特定船舶再資源化解体施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

三 事業計画書

四 収支見積書

五 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

六 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

七 申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(これらの者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

九 申請者に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令(平成三十一年政令第十一号。以下「令」という。)第一条第一項に規定する使用者がある場合は、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該使用者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

十 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し及び精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

(再資源化解体の許可証)  
第三条 主務大臣は、法第十一条第一項の許可をしたときは、第二号様式による許可証を交付しなければならない。法第十二条第一項の更新をしたときも、同様とする。

(再資源化解体の許可証の備置き)

第四条 前条の許可証の交付を受けた者は、当該特定船舶再資源化解体施設内に、当該許可証を備え置かなければならない。

(再資源化解体の許可の基準)

第五条 法第十一条第一項第一号（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定船舶再資源化解体施設に係る基準  
イ 有害物の地下浸透を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ロ 雨水等による有害物の事業所からの流出を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ハ 有害物の飛散及び流出並びに特定船舶の再資源化解体に伴つて発生する騒音及び振動を防止するため、必要な措置が講じられていること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。  
ホ 当該特定船舶再資源化解体施設が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 特定船舶の再資源化解体を行う体制の基準  
イ 事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。

二 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するために必要な措置  
（2）酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置

四 口 防災管理に関する事項を記載した規程等を定めていること。

五 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項

六 特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項

七 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項

八 関係官庁及び特定船舶再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

九 防災管理体制が確立されるまでの応急措置に関する事項

十 火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に関する事項

十一 灾害が発生した場合における円滑かつ迅速な避難に関する事項

十二 灾害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項

十三 特定船舶の再資源化解体に従事する者の危険の防止に関する事項

十四 保護具等の使用に関する事項

十五 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項

(6) 救急法に関する事項

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的に実施すること。

ホ 訓練は、訓練を行なうために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

ヘ 訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。

ト 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。

リ 当該特定船舶の再資源化解体を行う体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 申請者の能力に係る基準  
イ 法第十一条第二項第六号の特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を、特定船舶の再資源化解体に従事する者に周知していること。

ロ 事業計画書又は收支見積書から判断して、特定船舶の再資源化解体を継続できないことが明らかでないこと。

ハ 特定船舶の再資源化解体の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

（心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行なうことができない者）

四 第六条 法第十一条第四項第二号ト（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

（変更の許可の申請等）

第五条 再資源化解体業者は、法第十一条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、第三号様式による申請書に、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

六 主務大臣は、法第十二条第一項の変更の許可をしたときは、再資源化解体業者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証を返納させた上で、第二号様式による許可証を再交付するものとする。

七 法第十一条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、法第十一条第二項第五号又は第六号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

八 第十条第四項第二号イからLまでに該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類による届出書に、変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

九 第八条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、第五号様式による申請書に、譲受人が法第十四条第二号イからLまでに該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 譲受人に係る第二条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。）

二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類



項に規定する電子情報処理組織を使用して（次項において「電子情報処理組織により」という。）法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合にあっては、十七万四千四百円とする。

2 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十五号様式）に貼つて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（権限の委任）

第十九条 法第四十条の規定により、法第十一条第一項、第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第四十条の規定により、法第十八条第一項、第四項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項並びに第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第四十条の規定により、法第三十四条第二項及び第四項並びに第三十五条第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則  
この省令は、法の施行の日から施行する。

### 第一号様式（第二条関係）

### 第二号様式（第三条関係）

**第三号様式（第七条関係）**

**第四号様式（第七条関係）**

**第五号様式（第八条関係）**

**第六号様式（第八条関係）**

**第七号様式（第九条関係）**

**第八号様式（第九条関係）**

**第九号様式（第十一条関係）**

**第十号様式（第十二条関係）**

**第十一号様式（第十四条関係）**

**第十二号様式（第十五条関係）**

**第十三号様式（第十五条関係）**

第十四号様式（第十七条関係）

第十五号様式（第十八条関係）

